

令和3年12月1日市長決裁

## 行田市地域公共交通会議財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、行田市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、行田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、交通会議に諮るものとする。

3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### (予算区分)

第3条 歳入予算及び歳出予算の区分は、別表のとおりとする。

2 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表以外の予算区分を定めることができる。

### (出納等)

第4条 交通会議の出納は、会長が行う。

2 事務局は、会長の命を受けて会計事務を行う。

3 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

4 交通会議は、出納の管理を行うため、必要な簿冊を備えるものとする。

### (決算等)

第5条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、交通会議の決算を調製し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るに当たっては、要綱第5条第6項に規定する監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、交通会議の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

歳入予算の区分

科目
1 負担金
2 補助金
3 繰越金
4 諸収入

歳出予算の区分

科目
1 事務費
2 事業費
3 諸支出金
4 予備費